

 日本弁理士会
 副会長

 井澤
 幹

## 弁理士バッジ

## 今月のことば

monthly word

弁理士登録をすると貰える「弁理士バッジ」。 いざ着用しようと思うと、なぜか恥かしい。

確かに、大きくて目立つ。遠くから見ると、議 員バッジの様にも見えるし、弁護士バッジの様に も見えなくはない。

それでは、なぜこのようなバッジが弁理士に与 えられ、そして、なぜこのような形をしているの でしょうか。古い資料に記載がありましたので、 掻い摘んで紹介します。

昭和9年2月6日開催弁理士会臨時総会にて議案「弁理士徽章制定に関する件」が上程された。

そこでは弁理士バッジの形 (16 弁の菊花の中央 に五三の桐花をあしらった形) が採用された理由 が述べられております。

「菊花の図形は『正義』を表わし、桐花は『国家の繁栄』を表わす。菊花が正義を示すのは、その形体が正しく、放射状をあらわしているから、太陽すなわち日輪を象徴するものとされ、至高・至尊とする印度および佛教思想にある。次に、桐花は『韓史外伝』によると、聖主の出現をまって飛来する瑞鳥の集る樹で、王者を祝福する事、それはとりもなおさず国家、国民の繁栄を意味する。」とある。

遠まわしではありますが、私なりに意訳をしますと、弁理士とは、『正義』の名の下、国民の財産である発明の保護の手助けをすることによって『国家の繁栄』をもたらす資格であるとの意味がこ

の小さな弁理士バッジに込められている様です。

また、このような記載もありました。

「当時、内務省令で、皇室は16 弁八重菊、皇族は14 弁単裏菊を正式の紋章とし、皇室・皇族以外はこれと同一または類似の紋章その他の使用を禁止している。しかし、この弁理士の菊花と桐花との組合せに成る徽章は、法規上、その佩用が差し支えないと、警視庁および内務省警保局が共に認めている。」

これらの記載によりますと、弁理士バッジには 深い意味と古い歴史、そして国からの高い信用と 期待が込められた由緒あるバッジだと、云う事が できます。

では、なぜ、恥かしいのか。

まず理由として挙げられるのは知名度からくる ものでしょうか。

これについては諦めも肝心で、私達が接するクライアントの担当者と云えば、会社社長、知財部、開発部、総務部等の会社の中でも一握りの方、そして個人の発明家と、非常に限られた範囲の人でしかなく、弁理士に触れず一生を終える方の割合は非常に高いと思われますから、弁理士の知名度を「全国区」にすると言うのは他士業と比較しまして非常に難しい事だと云えます。

それでも、だいぶ知名度は上がってきました。 これは、長年にわたる弁理士の活躍はもちろん、 小泉内閣「知財立国」宣言や, 弁理士会広報活動の賜物と云えます。(しかし未だに本気で「便利屋」に間違えられる時がありますが, これは私の体付きに問題ありです。)

次に考えられるのは、弁理士同士の「負の連鎖」です。

「弁理士バッジ、一度も付けたことがない。」「机の中で眠ってるよ。」「おっ、弁理士バッジ付けてるんだ??」などの様な会話を聞いた事があります。 もちろん冗談半分だとは思いますが、この会話を聞いた会員、特に登録の若い会員の方にとっては、着用する事を躊躇してしまう原因になっているのかもしれません。

しかし、日本弁理士会の会令の中にこんな規定 があることをご存知でしょうか。

『弁理士記章および略章規則(会令第10号)』

- 第1条 日本弁理士会は、弁理士である会員の身分を象徴するため、弁理士記章(以下「記章」という。) および弁理士略章(以下「略章」という。) を制定する。(改正、昭62·3·27 臨時、平12·12·7 臨時)
- 第2条 弁理士である会員は<u>弁理士の業務を行な</u> う場合には、この記章を着用しなければならな い。但し、その記章は略章に代えることができ る。(改正,昭62·3·27 臨時,平12·12·7 臨時)

この会令がある以上, 恥かしいなんて言っていられません, 弁理士が業務を行う際には必ず弁理士バッジを着用しなければならないのです。

特許庁や裁判所に行く時だけではなく, クライアントと打合せをする際にも, もちろん, 着用が 義務付けられております。

(弁理士同士の会合では、弁理士バッジを着用する義務はありません。)

弁理士バッジの裏には、弁理士一人に一つしか ない登録番号が刻まれております。

自動車を運転する際に運転免許証の携帯を忘れないのと同じ感覚で、9000人を超える会員の全員が、弁理士である事の誇りと使命感をもって弁理士バッジを胸にクライアントと接すれば、知名度『全国区』も夢ではないと信じております。

以上、広報担当副会長としての夢を述べさせて 頂きました。

## 追記

ちなみに、紛失した方は再交付を受けることができます(会令10号5条)。再交付の場合、再交付料として実費(5千円弱)が徴収され、再交付バッジの裏側には「再」の文字が小さく刻まれますが、あまり目立ちません。経験済みです。

以上